

令和5年度 潮来市予算書

一 般 会 計
国民健康保険特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計

目 次

	頁
一 般 会 計	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	9
歳入歳出予算事項別明細書	11
給与費明細書	149
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度 以降の支出予定額等に関する調書	158
地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	161
一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会 保障施策に要する経費	162
歳入歳出各款占拠率図解	163
国民健康保険特別会計	165
第1表 歳入歳出予算	166
歳入歳出予算事項別明細書	169
給与費明細書	189
介護保険特別会計	199
第1表 歳入歳出予算	200
歳入歳出予算事項別明細書	203
給与費明細書	223
後期高齢者医療特別会計	233
第1表 歳入歳出予算	234
歳入歳出予算事項別明細書	237

令和5年度 潮来市一般会計予算

議案第13号

令和5年度潮来市一般会計予算

令和5年度潮来市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,415,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月8日 提出

潮来市長 原 浩道

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		3,042,616
	1 市 民 税	1,437,666
	2 固 定 資 産 税	1,311,213
	3 軽 自 動 車 税	88,602
	4 市 た ば こ 税	199,235
	5 入 湯 税	5,880
	6 都 市 計 画 税	20
2 地 方 譲 与 税		179,970
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	131,254
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	45,318
	3 森 林 環 境 譲 与 税	3,398
3 利 子 割 交 付 金		1,541
	1 利 子 割 交 付 金	1,541
4 配 当 割 交 付 金		21,058
	1 配 当 割 交 付 金	21,058
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		13,856
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,856
6 法 人 事 業 税 交 付 金		61,893
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	61,893
7 地 方 消 費 税 交 付 金		673,190
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	673,190
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		34,170
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,170
9 環 境 性 能 割 交 付 金		13,272
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	13,272
10 地 方 特 例 交 付 金		23,730

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金	1 減収補てん特例交付金	23,730
11 地方交付税		3,768,572
	1 地方交付税	3,768,572
12 交通安全対策特別交付金		3,800
	1 交通安全対策特別交付金	3,800
13 分担金及び負担金		95,115
	1 負担金	95,115
14 使用料及び手数料		148,646
	1 使用料	60,692
	2 手数料	87,954
15 国庫支出金		1,793,325
	1 国庫負担金	1,536,324
	2 国庫補助金	249,184
	3 委託金	7,817
	4 交付金	0
16 県支出金		1,006,879
	1 県負担金	632,075
	2 県補助金	243,783
	3 委託金	46,338
	4 交付金	84,683
17 財産収入		54,363
	1 財産運用収入	54,362
	2 財産売却収入	1
18 寄附金		356,105
	1 寄附金	356,105
19 繰入金		974,853

款	項	金 額
19 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	3
	2 基 金 繰 入 金	974,850
20 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
21 諸 収 入		194,046
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	4,002
	2 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 元 利 収 入	29,811
	4 受 託 事 業 収 入	2,005
	5 雑 入	158,227
22 市 債		554,000
	1 市 債	554,000
歳 入	合 計	13,415,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		129,039
	1 議 会 費	129,039
2 総 務 費		1,733,881
	1 総 務 管 理 費	1,461,965
	2 徴 税 費	178,834
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	65,454
	4 選 挙 費	18,944
	5 統 計 調 査 費	7,743
	6 監 査 委 員 費	941
3 民 生 費		4,703,292
	1 社 会 福 祉 費	2,408,793
	2 児 童 福 祉 費	1,749,658
	3 災 害 救 助 費	52
	4 生 活 保 護 費	544,789
4 衛 生 費		1,464,354
	1 保 健 衛 生 費	498,853
	2 清 掃 費	965,501
5 農 林 水 産 業 費		409,224
	1 農 業 委 員 会 費	52,522
	2 農 業 費	325,705
	3 林 業 費	7,028
	4 水 産 業 費	23,969
6 商 工 費		190,964
	1 商 工 費	190,964
7 土 木 費		1,529,670
	1 土 木 管 理 費	130,682

(単位：千円)

款	項	金額
7 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	380,998
	3 河 川 費	4,151
	4 都 市 計 画 費	148,067
	5 下 水 道 費	793,540
	6 住 宅 費	72,232
8 消 防 費		652,665
	1 消 防 費	652,665
9 教 育 費		1,260,103
	1 教 育 総 務 費	224,707
	2 小 学 校 費	230,517
	3 中 学 校 費	149,940
	4 社 会 教 育 費	307,638
	5 保 健 体 育 費	347,301
10 公 債 費		1,331,808
	1 公 債 費	1,331,808
11 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	13,415,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
議会だより発行事業費	令和6年度	千円 2,143
広報いたこ発行事業費	令和6年度	6,175
広報いたこ情報版発行事業費	令和6年度	1,648
子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	令和6年度	3,000
健康診断等業務委託	令和6年度	46,459
指定ごみ袋製造販売業務委託	令和6年度	33,521
家庭ごみ収集運搬業務委託	令和6年度	77,187
粗大ごみ収集運搬業務委託	令和6年度	1,521
高齢者等ごみ出し支援業務委託	令和6年度	1,601
潮来クリーンセンター消耗品（薬品）	令和6年度	11,660
潮来クリーンセンター環境公害分析業務委託	令和6年度	2,420
潮来クリーンセンター廃棄物処理業務委託	令和6年度	108,299
潮来衛生センター消耗品（薬品）	令和6年度	3,238
農業振興地域整備計画策定業務委託	令和6年度	5,954
前川運動公園施設管理業務委託	令和6年度	3,313

事 項	期 間	限 度 額
公民館施設管理業務委託	令和6年度	千円 26,438
大割・加藤洲閘門管理負担金	令和6年度～令和7年度	3,360
令和9年度評価替えに係る固定資産(土地)評価支援業務委託	令和6年度～令和8年度	12,606
外国語指導助手派遣業務委託	令和6年度～令和8年度	131,868
潮来保健センターLED照明器具賃借	令和6年度～令和12年度	2,846

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営農業農村整備事業負担金	30,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	73,700			
公共事業等債	35,600			
緊急防災・減災事業債	47,600			
地方道路等整備事業債	42,800			
公共施設適正管理推進事業債	13,900			
一般会計出資債（水道事業）	74,100			
一般廃棄物処理事業債	66,000			
一般事業債	20,200			
公営住宅建設事業債	16,500			
一般補助施設整備等事業債	17,200			
過疎対策事業債	116,400			
計	554,000			